

**税務** 税務課からのお知らせ

問 税務課 滞納対策室  
☎476-1111(115)

◆納税及び各種料金等は『便利な口座振替』で！

～大崎町は『口座振替』による納税を推進しています～

■メリット

- ①自動的に口座から引き落とされる。
- ②納付書を持って金融機関まで納めに行かなくてもいい。
- ③納め忘れの心配がなくなる。

■申込方法

- ◎口座振替申請用紙に必要事項を記入し、口座の届印を押印して、金融機関に提出してください。
- ◎口座振替申請用紙は町内の金融機関の窓口及び大崎町役場税務課並びに野方支所に準備してあります。

■申込の時期

- ◎随時、受付しております。
- ◎口座振替をするには、振替開始月の前月の20日までに金融機関に口座振替申請用紙を提出してください。

■振替日について

- ◎口座振替日は、毎月25日です。  
(25日が休日である場合は、金融機関の翌営業日となります。)

■対象税目、料金等

- 税金（税務課関係）
  - ①町県民税 ②固定資産税 ③軽自動車税 ④国民健康保険税 ⑤介護保険料
  - ⑥後期高齢者医療保険料  
(町県民税の特別徴収についてはお取り扱いできませんので納期内納付をお願いします。)
- 各種料金
  - ①保育所保育料 ②農業機械使用料 ③住宅使用料 ④公共下水道事業受益者負担金
  - ⑤下水道使用料 ⑥水道料金

■対象者

- 各個人及び家庭の税金・料金等
- 各企業様名義の税金・料金等  
(特に、固定資産税・軽自動車税等は件数が多いのでご協力をお願いします。)

